

少年たちにあなたの力を

～家庭裁判所の補導委託制度～

家庭裁判所の補導委託制度をご存じですか？・・・	1
補導委託の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
少年の感想・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
裁判所から見た補導委託・・・・・・・・・・	4
補導委託についてのQ & A・・・・・・・・・・	5

最高裁判所

家庭裁判所の補導委託制度をご存じですか？

家庭裁判所の少年審判では、民間のボランティアの方々に、「補導委託先」として協力していただいています。

「補導委託」とは、家庭裁判所が少年に対する最終的な処分を決める前に、民間のボランティアの方に、少年をしばらくの間預け、少年に仕事や通学をさせながら、生活指導をしていただく制度です。

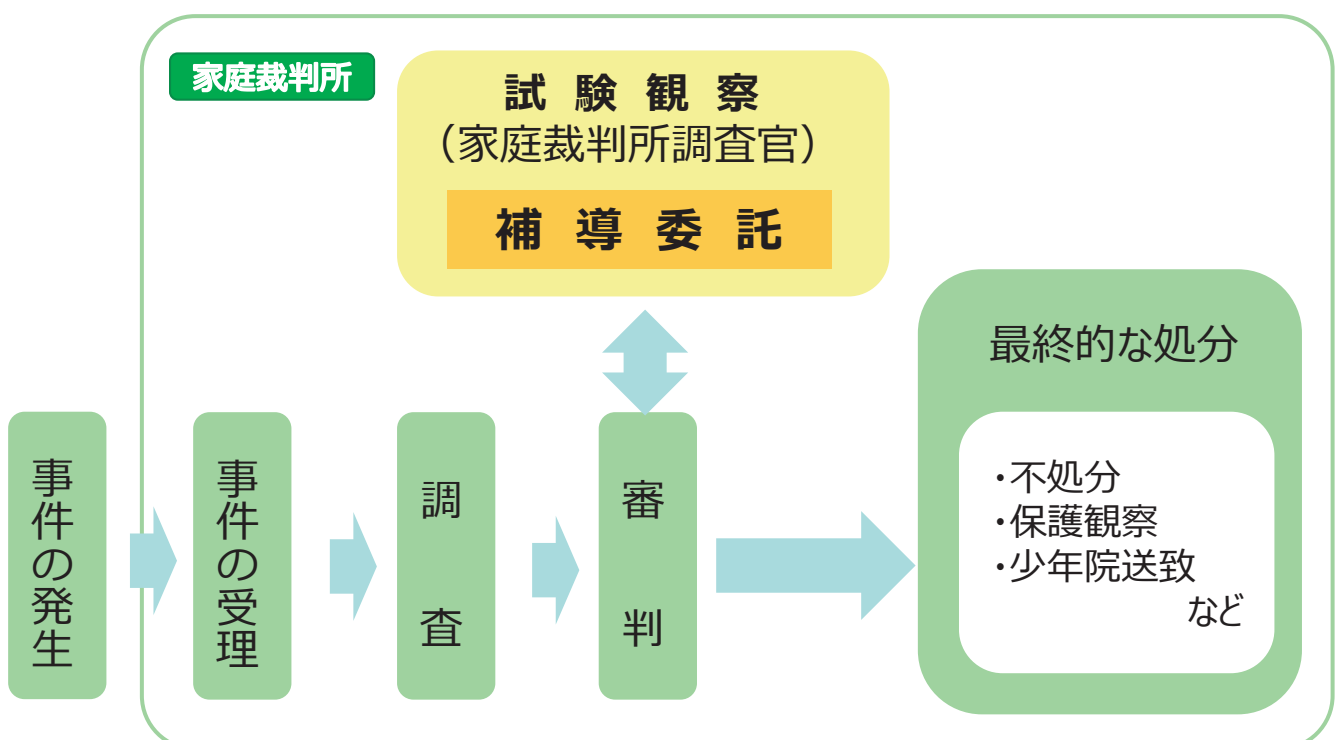


少年を預かっていただく個人や施設のことを「補導委託先」、補導委託先の責任者の方を「受託者」といいます。

家庭裁判所では、非行を起こした少年について、保護観察や少年院送致などの処分を決めますが、処分を決める前に、しばらくの間少年の生活態様などを見ることがあります。これを「試験観察」といい、担当の家庭裁判所調査官が指定されます。「補導委託」は、この試験観察の中で必要に応じて行われるものです。

※「少年」には、令和4年4月に施行された改正少年法における特定少年（非行を起こした18歳、19歳の者）も含まれます。

少年審判の流れ



補導委託には、

「身柄付きの補導委託」と「通所型の補導委託」

があります。

● 身柄付きの補導委託

少年が、受託者と生活をともにしたり、指導を受けたりする中で、生活習慣や社会人としての心構えなどについて学びます。受託者やその家族の方々と一緒に生活することは、少年が、家族や周囲の人との付き合いの在り方を見つめ直し、非行から立ち直す大変よいきっかけになっています。

● 通所型の補導委託

少年が、自宅等から受託者のもとに通って、生活指導や職業指導を受けたり、短期間の社会奉仕活動に参加したりします。



福祉施設での活動風景（京都、通所型）

補導委託の内容としては、主に以下のようなものがあります。

● 職業指導

少年たちは、学校を出ても仕事に就かず、やりがいを持てずに過ごしていることが少なくありません。様々な事業主の方から職業指導を受けることは、少年が働くことの意義を理解するとともに、自分の長所を仕事に生かすことで自信をつけるなど、貴重な立ち直りの機会となっています。



清掃登山活動風景（宮崎、社会奉仕活動）

● 社会奉仕活動

近年は、家族や地域の人たちとのかわりが薄くなり、そこでの教育やしつけが行われにくくなっているといわれています。そのため、地域の人たちの協力を得ながら、少年が様々な体験をして、人間関係の在り方を見つめ直したり、相手の立場に立って考えたりするきっかけを与えることが大切であると考えられています。例えば、受託者の指導を受けながら、少年が老人ホームや保育園などでお年寄りや子どものお世話のお手伝いをするといった社会奉仕活動に参加することが行われています。

身柄付きの補導委託

僕がこのクリーニング屋の委託先に来てから、もう3か月がたちました。この3か月間で、僕の周りの環境や生活が一変しました。クリーニングの仕事は初めてでしたが、仕事に対しても、生活に対しても、責任感が付いたと思います。自分勝手なことや相手のことを考えない行動をすると、他の人に迷惑をかけるという当たり前のことに気づいていなかったと思います。

仕事を通じていろいろなことを学べたと思います。時には厳しく自分の悪いところを叱ってくれただんなさんや、その場の雰囲気をもっと明るくしてくれたり、とても優しくしてくれた奥さんや、仕事をていねいに教えてくれた委託先の先ばいや、みなさんに感謝したいと思います。



通所型の補導委託

やる前にはとても長く感じた社会奉仕活動の3日間もあっという間に終わってしまった気がします。施設にいるおとしよりの人たちも、何をやっていいのかわからなくて困っている私にやさしく声をかけてくれました。それに、私が何か一つを一生懸命にやると、やった分だけかんしゃされて、それがとても気持ちよかったです。それから、先生たちは、私がすることに対して、認めてくれたりして、私をとっても必要としてくれて、自分のそんざい感や、価値について考えさせてくれました。

ボランティアを3日間やりとげました。自分てきにスゴイと思います。やる前は、途中でめげるかなあーと思ってたけど、ちゃんとやりとげることができました。老人ホームではいろんなことを学びました。人を思いやる気持ち、人は一人じゃ生きていけないこと…。今、また親のありがたみが分かりました。なんかとっても気持ちがいいです。



第二の故郷

家出を繰り返していたせいか、最初の審判では家族に受け入れてもらえるという自信さえも失っていた彼女。ようやく言えた「家族に信じてもらえるよう頑張りたい。」という言葉信じ、複数の女の子を預かっている委託先に補導委託を試みました。数か月後、委託を終える審判のときに再会した彼女は、見違えるほど自信に満ちあふれ、「大変なこともあったけど、頑張ればみんなが受け入れてくれることが分かった。委託先に行けて本当によかった。」と堂々と話してくれました。他の子たちとうまく付き合うことができず、泣きながら受託者に相談し、何とか乗り越えることができた日のことを話してくれたとき、彼女の目から涙がこぼれました。人との触れあいの大切さを学んだ今の彼女なら、もう間違いは起こさない。受託者からの「第二の故郷と思って。」という言葉を支えに頑張っていける。私はそう確信しました。

(裁判官の体験談)

自然体の生活を通して

17歳のB君は親元を出て暮らしていましたが、人付き合いが苦手で、職場の先輩や後輩と衝突して仕事を辞めた末、恐喝や窃盗を繰り返しました。そこで、目標が持てず落ち込んでいたB君を畳の製造販売を営むAさんに補導委託をしました。B君は、Aさんの真剣でおおらかな人柄にほれ込み、率先して作業に取り組みました。また、食事の際の団らんなど、Aさんの奥さんやおじいさんからも、包み込まれるような愛情を受け、自分も親元に戻って農業を手伝い、母や祖父母を助けたいと決意するようになりました。Aさんも調査官も、B君がどんどんたくましくなっていく様に驚かされました。

最終の審判では、Aさんは、B君の母親と祖母の前で、B君の頑張りをほめ、成長ぶりをAさんの家族全員が喜んでいることを伝えました。Aさんとそのご家族は、自然体の生活を通してB君を立ち直りへと導いていったのです。

(家庭裁判所調査官の体験談)

あこがれのお兄ちゃん

彼は、成人を半年後に控え、ひたくりで逮捕されました。裁判官と調査官は、彼に大人としての自覚を持ってほしいと考え、保育園での奉仕活動に5日間参加させることにしました。すると、彼はたちまち園児のあこがれの「お兄ちゃん」となり、彼の周りに「だっこ」や「たかいたかい」の順番待ちができました。口べたな彼も、自慢の体力と絵が上手なことで、園児の人気者となりました。園児たちの全力でぶつかってくるエネルギーを受けて、彼の純真さや優しさが自然に引き出され、また、園の先生方の温かい眼ざしが、彼に自信を持たせることにもつながりました。これらすべての新鮮な体験が、彼をすっかり変えてしまったようで、補導委託を終えるころ、彼の表情は驚くほど和やかになっていました。そして、後日、そのままの彼の笑顔を描いた似顔絵が園児たちから届きました。

(家庭裁判所調査官の体験談)

補導委託についてのQ&A

Q

受託者となるためには、何か条件があるのですか。また、特別な資格などは必要ですか。

A

受託者になるための条件はありません。また、特別な資格も必要ありません。家庭裁判所と密に連絡をとりながら愛情と熱意をもって少年を指導していただけること、それだけです。

ただ、少年を預かって、生活全般について指導いただくことになりますので、適当な環境や設備を備えていること、少年の秘密を守ることなどに配慮していただきます。



Q

少年は、どのくらいの期間、補導委託先に預けられるのですか。

A

少年の状況に応じて異なりますが、身柄付きの場合は、3か月から4か月程度、補導委託先に預けられ、その様子を見て最終的な処分が決められることが多いようです。

また、2、3日から1週間程度、身柄付きで補導委託先に預けられ、職業指導を受けたり、社会奉仕活動を行ったりすることもあります。

通所型の場合は、2、3日から1週間程度の期間、自宅等から補導委託先に通い、職業指導を受けたり、社会奉仕活動を行ったりします。

Q

少年を預かったときにかかった費用はどのようになるのでしょうか。また、受託者に報酬は支払われますか。

A

受託者への報酬はありませんが、実際に少年を預かっていただいたときには、少年のために必要となった食費、交通費、日用品費などについて、家庭裁判所からそれらの費用の全部又は一部をお支払いします。

Q

少年の指導に困ったり、指導がうまくいかないときには、どうすればよいのでしょうか？

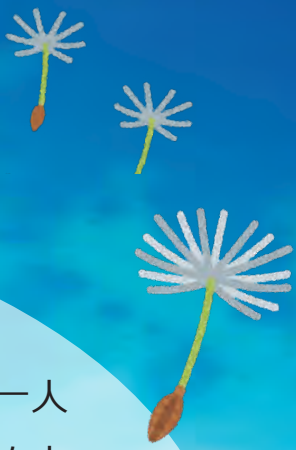
A

担当の家庭裁判所調査官に相談してください。

補導委託の期間中は、受託者が実際に少年を指導しますが、担当の家庭裁判所調査官も、月に1、2回程度は補導委託先を訪れて少年や受託者とお会いし、少年の生活の様子などをお尋ねしたりします。また、電話や書面などでも受託者によく連絡をとるようにします。

補導委託がうまくいくためには、補導委託先と家庭裁判所が協力することが大切です。少年のことで困ったことがあれば、どんなことでも家庭裁判所に相談することができます。





少年が再び非行に及ぶことのないよう立ち直るためには、少年一人一人にあった補導委託先を選び、それぞれの受託者のご指導を十分に生かすことが大切です。

家庭裁判所では、必要なときに適切な人に少年を預けることができるように、補導委託先になっていただける方を求めています。

補導委託に関するお問合せは、最寄りの家庭裁判所で承っております。お気軽にお問い合わせください。

(問合せ先)